

赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領

平成18年 8月29日

赤穂市男女共同参画審議会議決

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の公開について赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第14条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催の周知)

第2条 審議会の開催は、審議会の開催決定後、速やかに赤穂市のホームページ等により周知するものとする。

(傍聴人の決定方法等)

第3条 審議会の傍聴人は、原則として10人以内とする。

2 審議会の傍聴をしようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申込票に住所、氏名を記入し、審議会庶務に提出しなければならない。

3 傍聴は、傍聴人が第1項の人数を超える場合は、受付順で許可する。

(会長の指示)

第4条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

2 会長は、前項の指示に従わない傍聴人に対し、退出を命ずることができる。

(議事録)

第5条 会長は、議事録を公開するものとする。

2 議事録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 審議会開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 審議会に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他会議において必要と認めた事項

3 議事録は、発言した委員及び関係者の氏名、その他公開することにより、審議会の公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項については非公開とする。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、平成18年8月30日から施行する。